

入 札 説 明 書

広島高速5号線電力系遠方監視制御設備工事に係る入札手続等については、公告又は関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 競争参加資格の確認、申請書その他の記入方法等

入札参加申請者は、本件工事に關し、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）（以下、これらをあわせて「申請書等」という。）を提出した上で広島高速道路公社から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、提出期限までに申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(1) 申請書は、様式1により作成すること。

(2) 資料は、次により作成すること。

ア 誓約書（様式2）により提出すること。

イ 施工実績調書（様式3）

(ア) 様式3により公告2(2)に掲げる資格があることを、的確に判断できる工事の施工実績を1件記載する。

(イ) 様式3に記載した施工実績の確認資料として、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（コリンズ）」に登録されている登録内容確認書又は工事カルテの写しを提出すること。

なお、登録内容確認書等で確認できない場合は、当該施工実績が確認できる請負契約書等の写しの提出を求める場合がある。

以上により難しい場合は、様式5の「建設工事施工実績証明（願）書」を作成の上、発注者の証明を受けて提出すること。

(ウ) 令和5年度以降に元請け又は共同企業体の構成員として完成及び引渡しが完了した電気通信工事における優良工事施工団体表彰（対象工事は、国、都道府県、政令指定都市、高速道路6社及び地方道路公社の発注工事に限る。ただし、資本関係のある発注者からの表彰を除く。また、共同企業体の構成員としての表彰は、出資割合が30%以上であるものに限る。）の有無を評価するため、受賞している場合は、申請書等提出時に表彰状の写し（A4に縮小コピー）と工事内容の確認できる資料（コリンズの写し）を添付すること。添付資料の内容及び取扱いは1(2)イ(イ)によること。

(エ) 令和4年度以降に元請け又は共同企業体の代表者（又は構成員：出資割合が30%以上であること）として完成及び引渡し完了した同種工事における工事成績評定点（対象工事は、国、都道府県、政令指定都市、高速道路6社及び地方道路公社の発注工事に限る。ただし、資本関係のある発注者からの工事成績評定点を除く。）の3件の平均点について評価を受けたい場合は、様式3-1に記載の上、申請書等提出時に工事評定点通知書の写しを添付すること。なお、添付資料の内容及び取扱いは1(2)イ(イ)によること。

(オ) 直近の現在有効な経営事項審査の結果通知書の写しを添付すること。

ウ 配置予定技術者調書（様式4、4-1及び4-2）

(ア) 様式4、4-1及び4-2により、公告2(3)に掲げる資格があることを、的確に判断できる配置予定技術者の資格及び施工経験等を記載すること。

なお、製作・現地施工の両方の施工経験を1人の配置予定技術者が有する場合は、「工事内容」欄に「製作・現地施工の両方の施工経験を有する。」と特記すること。また、製作と現地施工の施工経験を別々の配置予定技術者が有する場合は、「工事内容」欄に「製作の施工経験を有する。」又は「現地施工の施工経験を有する。」と特記すること。

(イ) 施工経験は、1件記載すること。

(ウ) 申請時に配置予定技術者を特定できない場合で複数の候補者（3名以内）とする時は、この様式を複写してそれぞれに記載すること。

(エ) 記載した配置予定技術者の資格等の確認資料等として次の書類を添付すること。

・監理技術者にあつては、監理技術者資格者証の写し。ただし、監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証を統合していない者については、両方の写し

・当該資格の合格証の写し

・健康保険被保険者証、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等の写し

※健康保険被保険者証、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等の写しを添付資料として提出する場合は、被保険者整理番号、被保険者等記号・番号・2次元コードを復元できない程度にマスキングを施すこと。

- (d) 記載した施工経験の確認資料として、1(2)イ(i)に準じて添付する。なお、配置予定技術者としての施工経験が施工実績調書に記載した工事と同じ工事である場合で、会社としての施工実績の確認資料をもって配置予定技術者としての施工経験が確認できるときには、配置予定技術者としての施工経験の確認資料の添付を省略することができる。
- (e) 登録内容確認書等において、従事期間の確認ができない(例：主任技術者の途中交代があったが、それぞれの従事期間が記載されていない等)ものは、現場代理人等通知書などにより従事期間を明らかにすること。なおこれによりがたい場合は、様式5の「建設工事施工実績証明(願)書」を提出すること。
- (f) 同種工事及び同種・同規模工事の経験として記載した工事の契約工期に対して従事期間が短い場合は、同種工事の経験を満たしていることが確認できる資料(最終の工程表、最終の工事履行報告書等)を提出すること。
- (g) 「申請時における他工事の従事状況等」欄には、申請書の提出日現在において従事している全ての工事を記載するとともに、「本件工事を落札した場合の対応処置等」欄にその対応を明確に記載し、コリンズの写しを添付すること。ただし、記載した対応処置等が守られない場合は、契約を結ばないので注意すること。
- (h) 平成29年度以降に元請け又は共同企業体の代表者(又は構成員：出資割合が30%以上であること)として完成及び引渡し完了した電気通信工事における主任(監理)技術者又は現場代理人として従事した工事における工事成績評定(対象工事は、国、都道府県、政令指定都市、高速道路6社及び地方道路公社の発注工事に限る。ただし、資本関係のある発注者からの工事成績評定点を除く。)の3件の平均点について評価を受けたい場合は、様式4-1記入の上、申請書等提出時に工事成績評定通知書の写しを添付すること。なお、添付資料の内容及び取扱いは1(2)イ(i)によること。
- (i) 令和3年度以降に元請け又は共同企業体の構成員として完成及び引渡し完了した電気通信工事における主任(監理)技術者又は現場代理人としての優秀建設技術者表彰(対象工事は、国、都道府県、政令指定都市、高速道路6社及び地方道路公社の発注工事に限る。ただし、資本関係のある発注者からの表彰を除く。また、共同企業体の構成員としての表彰は、出資割合が30%以上であるものに限る。)の有無、主任(監理)技術者又は現場代理人として従事した令和3年度以降に、元請け又は共同企業体の構成員として完成した電気通信工事における優良工事施工団体表彰(対象工事は、国、都道府県、政令指定都市、高速道路6社及び地方道路公社の発注工事に限る。ただし、資本関係のある発注者からの表彰を除く。また、共同企業体の構成員としての表彰は、出資割合が30%以上であるものに限る。)の有無を評価するため、受賞している場合は、申請書等提出時に表彰状の写し(A4に縮小コピー)と工事内容の確認出来る資料を添付すること。添付資料の内容及び取扱いは1(2)イ(i)によること。
- (j) 記載した施工経験が、令和2年度以降に完成した同種工事であれば、従事役職に応じて評価する。評価を受けたい場合は、公告3(2)イ(ウ)に示す同種工事の条件に留意して施工経験を記載すること。
- (k) 若手技術者又は女性技術者の配置について評価を受けたい場合は、生年月日及び雇用関係が分かる資料(健康保険証、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等の写し)を添付すること。
※健康保険被保険者証等の写しを添付資料として提出する場合は、保険者番号、被保険者等記号・番号及び2次元コードを復元できない程度にマスキングを施すこと。
- (l) 継続教育(CPD)の取組について評価を受けたい場合は、令和6年度において、建設系CPD協議会加盟団体が取得単位を証明する証明書の写しを添付すること。

エ 施工実績調書・配置予定技術者調書一覧表(様式6)

様式6に記載の作成例に従い、施工実績調書及び配置予定技術者調書一覧表を作成し、提出すること。

オ 自己採点表(様式9-4)

自己採点を行い提出すること。

なお発注者審査は、自己採点の得点及び配置予定技術者の能力(ヒアリング)を合わせて算出した技術評価点／入札価格＝評価値が最も高い者について、次の評価基準に基づき自己採点にかかる評価項目の審査を行う。

(ア) 過大評価の場合

各評価項目の自己採点が発注者の審査の得点より高い場合、0点とする。

例→入札者の採点4.0点、発注者の審査2.0点の場合、その評価項目に係る最終得点0点とする。

(イ) 過小評価の場合

各評価項目の自己採点が発注者の審査の得点より低い場合、自己採点を上限とする。

例→入札者の採点2.0点、発注者の審査4.0点の場合、その評価項目に係る最終得点2.0点とする。

上記の審査の結果、評価値の最も高い者に変動が生じた場合、評価値の最も高くなった者の審査を行い、以降決定するまで繰り返すものとする。

なお、各評価項目の配点の上限を超える自己採点の得点については、審査を行わない者の自己採点の得点であっても0点とする。

例→入札者の採点6.0点、その評価項目の配点の上限値5.0点の場合、その評価項目に係る最終得点0点とする。

また、この自己採点表の未提出あるいは記載内容によって、以降の入札の指名等について不利益な取扱いを行うことはない。

(3) 申請書等の提出方法

ア 電子ファイルの提出方法

申請書は電子入札システムを利用して公社に提出すること。

資料は広島高速道路公社電子入札実施要綱別表のいずれかのファイル形式により作成し、申請書の添付ファイルとして提出すること。ただし、データ容量が電子入札システムの制限容量（3MB）を超える場合は、広島高速道路公社が設置する次の提出フォームを利用して提出するものとする。

提出フォームURL https://www.h-exp.or.jp/page_chotatsu_form/

※パスワードは、電子入札システムの調達案件概要に掲載する。

イ 書類の提出方法

資料のうち、施工実績証明書等その性質上電子化に適さないものは、書面により3部（正本1部及び副本（写し）2部）を提出すること。

書面での提出は郵送によることとし、申請書等の提出期限必着とする。

郵送は、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスのいずれかの方法にて行うこと。持参や電送等、その他の方法によるものは受け付けない。

なお、書面により提出されたものは申請者に返却しないので、申請者において控えを取っておくこと。

(4) 申請書等の提出部数

3部（正本1部及び副本（写し）2部）

なお、受領した申請書等は申請者に返却しないので、申請者において申請書等の控えを取っておくこと。

2 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、理事長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は任意）により説明を求めることができる。

ア 期限 令和7年8月25日（月）午後5時00分まで

イ 場所 広島市東区温品一丁目8番23号
広島高速道路公社 総務部総務課財務係

ウ 方法 書面は持参することにより提出すること。郵送及び電送によるものは受け付けない。

- (2) 説明を求められたときは説明を求めた者に対して令和7年8月27日（水）までに書面により回答する。

3 設計図書等に対する質問等

- (1) 設計図書等に対して質問がある者は、次に従い、質問することができる。

ア 期間 公告の日から令和7年8月19日（火）午後5時00分まで

イ 方法 質問は、様式7の「設計図書等に対する質問書」に記載の上、1(3)アの提出フォームを利用して提出するものとする。

- (2) 質問に対する回答書はでき次第、順次、広島高速道路公社ホームページ「調達情報」に掲載する。

令和7年8月22日（金）までに全ての質問に対しての回答を行い、令和7年9月11日（木）まで掲載する。

4 その他

- (1) 提出文書の作成及び提出に係る費用は、入札参加申請者の負担とする。

- (2) 提出文書は、競争参加資格確認及び総合評価以外に入札参加申請者に無断で使用しない。
- (3) 提出期限日後、提出文書の一部取下げ、差替え及び再提出は認めない。

以 上